

令和5年5月31日

郡市区等医師会 御中

大阪府医師会
(公印省略)

**感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項
及び第14条第2項に基づく届出の基準等について（一部改正）**

平素は、本会事業の推進に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

厚生労働省の標記通知に関し、このたび大阪府より案内がありましたので情報提供いたします。

同通知は、今般、サル痘及びカルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症の感染症法上の名称が変更されたことに伴い、関係通知が改正されたこと等を知らせるものです。

関係する通知類は、下記の大阪府ホームページに掲載されていますので、ご参考（活用）いただきましたら幸いです。

貴会におかれましてはご了知の上、会員医療機関へのご周知をお願い申し上げます。

【参考・大阪府ホームページ】

(検索エンジンで、「大阪府 令和5年度感染症法関係通知」でもアプローチ可)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/iryo/osakakansensho/reiwa5nentuti.html>



大阪府医師会・地域医療1課
(06-6763-7012)